



# 熊本県公報

号外 第11号  
令和8年(2026年)  
3月6日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 令和7年度(2025年度)予算の要領…………… (財政課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第197号の2

令和7年度(2025年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和8年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

#### 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,759,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010,697,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### (繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

#### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

#### (地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		163,953,150	20,641,145	184,594,295
	1 県 民 税	49,472,159	5,332,150	54,804,309
	2 事 業 税	49,562,782	488,545	50,051,327
	3 地方消費税	19,186,252	14,663,222	33,849,474
	4 不 動 産 税	5,087,532	176,366	5,263,898
	5 県たばこ税	2,139,807	△ 602	2,139,205
	6 ゴルフ場 利 用 税	609,142	22,133	631,275
	7 軽油引取税	13,766,427	△ 21,145	13,745,282
	8 自 動 車 税	23,994,070	△ 28,787	23,965,283
	9 鉦 区 税	10,943	△ 32	10,911
	10 狩 猟 税	17,589	△ 1,465	16,124
	11 産業廃棄物税	106,447	10,760	117,207
2 地方消費税 清 算 金		91,808,518	8,170,981	99,979,499
	1 地方消費税 清 算 金	91,808,518	8,170,981	99,979,499

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	32,616,529	8,792,253	41,408,782
	1 特別法人事業 譲与税	30,028,843	8,698,885	38,727,728
	2 地方揮発油 譲与税	2,089,086	93,889	2,182,975
	3 石油ガス 譲与税	55,141	2,159	57,300
	4 自動車重量 譲与税	239,031	11,780	250,811
	5 森林環境 譲与税	191,456	△ 17,868	173,588
	6 航空機燃料 譲与税	12,971	3,408	16,379
4	地方特例 交付金	791,681	132,643	924,324
	1 地方特例 交付金	791,681	132,643	924,324
5	地方交付税	229,827,601	9,249,543	239,077,144
	1 地方交付税	229,827,601	9,249,543	239,077,144
6	交通安全対策 特別交付金	229,448	△ 4,485	224,963
	1 交通安全対策 特別交付金	229,448	△ 4,485	224,963
7	分担金及び 負担金	6,709,249	△ 991,487	5,717,762
	1 分 担 金	1,152,198	△ 220,437	931,761

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 負 担 金	5,557,051	△ 771,050	4,786,001
8 使用料及び 手数料		9,386,342	△ 391,034	8,995,308
	1 使 用 料	6,505,540	△ 108,339	6,397,201
	2 手 数 料	2,880,802	△ 282,695	2,598,107
9 国庫支出金		201,487,564	△ 5,433,144	196,054,420
	1 国庫負担金	65,150,374	△ 6,473,442	58,676,932
	2 国庫補助金	131,155,745	1,468,613	132,624,358
	3 国庫委託金	5,181,445	△ 428,315	4,753,130
10 財産収入		2,243,821	614,506	2,858,327
	1 財 産 運 用 収 入	936,602	577,175	1,513,777
	2 財 産 売 払 収 入	1,307,219	37,331	1,344,550
11 寄 附 金		586,848	304,113	890,961
	1 寄 附 金	586,848	304,113	890,961
12 繰 入 金		61,628,603	△ 45,988,808	15,639,795
	1 特 別 会 計 繰 入 金	226,759	37,122	263,881

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	61,401,844	△ 46,025,930	15,375,914
13 繰越金		2,562,926	18,400,862	20,963,788
	1 繰越金	2,562,926	18,400,862	20,963,788
14 諸収入		59,431,247	741,829	60,173,076
	1 延滞金、加算金及び過料等	132,276	13,318	145,594
	2 県預金利子	11,869	181,789	193,658
	3 貸付金元利収入	46,780,524	△ 382,068	46,398,456
	4 受託事業収入	2,099,780	△ 223,956	1,875,824
	5 収益事業収入	2,580,787	△ 320,340	2,260,447
	6 雑収入	7,826,011	1,473,086	9,299,097
15 県債		137,674,000	△ 4,479,000	133,195,000
	1 県債	137,674,000	△ 4,479,000	133,195,000
歳入合計		1,000,937,527	9,759,917	1,010,697,444

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,477,480	△ 45,934	1,431,546
	1 議 会 費	1,477,480	△ 45,934	1,431,546
2 総 務 費		44,851,669	16,123,022	60,974,691
	1 総務管理費	16,973,354	16,677,389	33,650,743
	2 企 画 費	8,767,010	△ 349,333	8,417,677
	3 徴 税 費	8,106,325	323,397	8,429,722
	4 市 町 村 振 興 費	3,249,810	△ 396,559	2,853,251
	5 選 挙 費	2,474,361	△ 71,076	2,403,285
	6 防 災 費	3,436,465	△ 17,742	3,418,723
	7 統 計 調 査 費	1,421,482	△ 21,849	1,399,633
	8 人 事 委 員 会 費	218,547	△ 14,482	204,065
	9 監 査 委 員 費	204,315	△ 6,723	197,592
3 民 生 費		119,072,398	1,320,968	120,393,366
	1 社会福祉費	65,520,255	873,528	66,393,783

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	43,156,686	2,304,602	45,461,288
	3 生活保護費	4,944,694	982,677	5,927,371
	4 災害救助費	5,450,763	△ 2,839,839	2,610,924
4 衛生費		64,568,798	△ 2,334,194	62,234,604
	1 公衆衛生費	49,483,161	△ 1,953,177	47,529,984
	2 環境衛生費	11,518,493	△ 108,596	11,409,897
	3 保健所費	1,816,425	△ 123,721	1,692,704
	4 医薬費	1,750,719	△ 148,700	1,602,019
5 労働費		3,022,040	△ 99,766	2,922,274
	1 労政費	238,652	168,739	407,391
	2 職業訓練費	2,454,710	△ 259,922	2,194,788
	3 労委會費	126,883	△ 8,583	118,300
6 農水産業林費		91,215,401	△ 4,807,848	86,407,553
	1 農業費	21,511,205	△ 1,041,908	20,469,297
	2 畜産業費	3,554,019	3,059,419	6,613,438

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農地費	36,583,328	△ 4,504,184	32,079,144
	4 林業費	22,948,605	△ 2,276,852	20,671,753
	5 水産業費	6,618,244	△ 44,323	6,573,921
7 商工費		66,154,500	△ 245,302	65,909,198
	1 商業費	53,154,211	1,263,793	54,418,004
	2 工鉱業費	10,894,430	△ 1,585,585	9,308,845
	3 観光費	2,105,859	76,490	2,182,349
8 土木費		142,428,822	△ 8,588,812	133,840,010
	1 土木管理費	3,149,361	△ 13,957	3,135,404
	2 道路橋りょう費	62,739,871	△ 662,702	62,077,169
	3 河川海岸費	54,287,880	△ 4,558,725	49,729,155
	4 港湾費	8,506,781	△ 1,043,720	7,463,061
	5 都市計画費	11,243,863	△ 1,945,914	9,297,949
	6 住宅費	2,501,066	△ 363,794	2,137,272
9 警察費		46,184,216	△ 576,200	45,608,016

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	40,485,377	△ 578,888	39,906,489
	2 警察活動費	5,698,839	2,688	5,701,527
10 教育費		154,601,319	△ 4,451,760	150,149,559
	1 教育総務費	36,302,086	△ 1,747,181	34,554,905
	2 小学校費	37,845,442	△ 1,075,349	36,770,093
	3 中学校費	22,970,298	△ 723,501	22,246,797
	4 高等学校費	35,620,022	△ 901,127	34,718,895
	5 特別支援学校費	14,816,905	234,200	15,051,105
	6 大学費	1,888,727	27,319	1,916,046
	7 社会教育費	2,557,985	36,723	2,594,708
	8 保健体育費	2,599,854	△ 302,844	2,297,010
11 災害復旧費		69,157,162	△ 5,891,921	63,265,241
	1 総務災害復旧費	150,000	131,644	281,644
	2 民生災害復旧費	1,328,718	357,807	1,686,525
	3 農林水産業災害復旧費	15,823,115	△ 1,511,968	14,311,147

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 商工災害復旧費	4,481,844	1,844,714	6,326,558
	5 土木災害復旧費	46,315,856	△ 6,585,700	39,730,156
	6 警察災害復旧費	89,661	△ 4,824	84,837
	7 教育災害復旧費	967,968	△ 123,594	844,374
12 公債費		106,554,870	△ 1,218,509	105,336,361
	1 公債費	106,554,870	△ 1,218,509	105,336,361
13 諸支出金		91,448,852	20,576,173	112,025,025
	1 繰出金	15,699,888	△ 242,174	15,457,714
	2 ゴルフ場利用税金交付金	426,400	15,493	441,893
	3 利子割金交付金	277,453	486,139	763,592
	4 地方消費税清算金	18,867,100	14,378,123	33,245,223
	5 地方消費税交付金	46,039,701	4,218,582	50,258,283
	6 配当割金交付金	837,971	749,567	1,587,538
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,235,335	862,276	2,097,611
	8 軽油引取税交付金	3,207,818	55,012	3,262,830

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	9 所得割金 交 付 金	188,835	21,776	210,611
	10 環境性能割金 交 付 金	995,375	△ 37,060	958,315
	11 法人事業税金 交 付 金	3,672,976	68,439	3,741,415
歳 出	合 計	1,000,937,527	9,759,917	1,010,697,444

第2表 繰越明許費補正		
1 追 加		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,236,823
	1 選 挙 費	1,236,823
2 民 生 費		110,000
	1 災 害 救 助 費	110,000
3 労 働 費		163,216
	1 労 政 費	163,216
4 農 林 水 産 業 費		3,907,506
	1 畜 産 業 費	3,907,506
5 教 育 費		147,976
	1 大 学 費	147,976
6 災 害 復 旧 費		1,968,169
	1 総 務 災 害 復 旧 費	281,644
	2 民 生 災 害 復 旧 費	1,686,525
合 計		7,533,690

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円	千円
		3,529,739	4,151,665
	1 総務管理費	548,751	623,339
	2 企画費	1,165,919	1,656,366
	3 防災費	1,815,069	1,871,960
2 民 生 費		7,506,382	10,759,614
	1 社会福祉費	7,093,855	9,845,529
	2 児童福祉費	408,087	585,902
	3 生活保護費	4,440	328,183
3 衛 生 費		2,850,008	3,137,866
	1 公衆衛生費	2,269,212	2,272,936
	2 環境衛生費	309,375	454,441
	3 医薬費	271,421	410,489
4 労 働 費		558,777	637,032
	1 職業訓練費	558,777	637,032
5 農 林 水 産 業 費		42,121,282	50,284,221
	1 農業費	2,041,950	8,111,053
	2 農地費	21,649,642	22,776,639

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	3 林 業 費	15,844,860	16,483,129
	4 水 産 業 費	2,584,830	2,913,400
6 商 工 費		5,205,477	6,908,306
	1 商 業 費	3,111,803	4,448,021
	2 工 鉱 業 費	1,762,549	1,989,770
	3 観 光 費	331,125	470,515
7 土 木 費		93,986,988	94,934,670
	1 土 木 管 理 費	1,012,393	1,022,137
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,762,652	40,656,735
	3 河 川 海 岸 費	40,281,100	40,679,534
	4 港 湾 費	3,407,517	3,607,606
	5 都 市 計 画 費	8,372,082	8,136,547
	6 住 宅 費	1,151,244	832,111
8 教 育 費		7,701,945	7,990,450
	1 教 育 総 務 費	89,541	208,737
	2 高 等 学 校 費	4,936,420	4,939,429
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,914,142	1,951,962
	4 社 会 教 育 費	443,975	446,275

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	5 保健体育費	317,867	444,047
9 災害復旧費		40,473,775	35,624,475
	1 商工災害復旧費	4,362,408	6,312,845
	2 土木災害復旧費	35,627,181	28,760,976
	3 教育災害復旧費	484,186	550,654
合	計	203,934,373	214,428,299

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 著作物複写利用業務	令和8年度	千円 19,197
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和8年度	14,846
3 派遣職員宿舍等賃借	令和8年度	23,318
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和8年度 ～令和9年度	164,915
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	92,147 72,768
5 銀座熊本館運營業務	令和8年度	2,188
6 人権啓発業務	令和8年度	2,900
7 通訳等業務	令和8年度	5,849
8 県費留学生宿舍等賃借	令和8年度	1,008
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和8年度	16,558
10 犯罪被害者等支援コーディネート業務	令和8年度	6,245
11 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和8年度	908
12 外国人サポートセンター運營業務	令和8年度	9,926
13 市町村多文化共生伴走支援事業	令和8年度	7,000

事 項	期 間	限 度 額
14 高度専門通訳活用事業	令和8年度	千円 2,709
15 地価調査鑑定評価業務	令和8年度	36,372
16 御所浦地域活性化推進事業	令和8年度	2,000
17 移住定住相談窓口関係業務	令和8年度	30,001
18 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和8年度	4,311
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和8年度	198,307
20 職員採用試験会場賃借	令和8年度	1,325
21 消費者生活再生総合支援事業	令和8年度	14,993
22 地球温暖化防止活動推進事業	令和8年度	3,360
23 産業廃棄物適正処理対策業務	令和8年度	660
24 エコアくまもと環境教育推進事業	令和8年度	15,330
25 UIJターン就職相談窓口関係業務	令和8年度	27,847
26 障害者就業・生活支援センター運營業務	令和8年度	52,904
27 若年無業者就労促進事業	令和8年度	39,799
28 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和8年度	4,764
29 ジョブカフェくまもと関係業務	令和8年度	3,870

事 項	期 間	限 度 額
30 農業法人活動強化支援業務	令和8年度	千円 3,720
31 認定農業者認定業務	令和8年度	2,807
32 農業経営・就農支援センター運營業務	令和8年度	58,045
33 県低利預託基金貸付金	令和8年度	139,270
34 家畜改良増殖総合対策事業	令和8年度	21,853
35 畜産経営技術高度化推進事業	令和8年度	5,491
36 家畜伝染病防疫対策事業	令和8年度	924
37 総合評価方式事前登録審査業務	令和8年度	17,134
38 ため池サポートセンター運營業務	令和8年度	10,000
39 森づくりボランティアネット運營業務	令和8年度	8,340
40 くまもと林業大学校運營業務	令和8年度	104,803
41 県有林整備事業	令和8年度	5,000
42 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和8年度	125,042
43 海外展開推進体制整備事業	令和8年度	4,277
44 大阪圏県産品販路拡大業務	令和8年度	3,000
45 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和8年度	1,605

事 項	期 間	限 度 額
46 伝統工芸館管理運営業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 386,500
	年次別内訳	
	令和8年度	77,100
	令和9年度	77,100
	令和10年度	77,300
	令和11年度 令和12年度	77,500 77,500
47 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和8年度	11,513
48 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和8年度	2,160
49 インキュベーション施設運営事業	令和8年度	6,698
50 ビジョン推進団体運営事業	令和8年度	7,018
51 計量検定業務	令和8年度	17,097
52 熊本地震震災ミュージアム情報発信業務	令和8年度	1,372
53 九州観光機構派遣職員宿舍賃借	令和8年度 ～令和9年度	1,440
	年次別内訳	
	令和8年度 令和9年度	720 720
54 「マンガ県くまもと」構想推進事業	令和8年度	8,390
55 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和8年度 ～令和9年度	1,440
	年次別内訳	
	令和8年度 令和9年度	720 720
56 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和8年度	5,517
57 県民総合運動公園アクセス改善対策事業	令和8年度	32,926

事 項	期 間	限 度 額				
58 特定建築物等定期報告委託業務	令和8年度	千円 4,308				
59 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和8年度	664				
60 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和8年度	432				
61 交番・駐在所等賃借	令和8年度	23,951				
62 熊本県警察職員住宅借上	令和8年度 ～令和17年度	288,000				
	年次別内訳					
	令和8年度	28,800				
	令和9年度	28,800				
	令和10年度	28,800				
	令和11年度	28,800				
	令和12年度	28,800				
	令和13年度	28,800				
	令和14年度	28,800				
	令和15年度	28,800				
令和16年度	28,800					
令和17年度	28,800					
63 人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和8年度	6,000				
64 教職員住宅用地賃借	令和8年度	171				
65 県立学校用地等賃借	令和8年度	909				
66 電話相談室賃借	令和8年度	540				
67 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和8年度 ～令和11年度	7,232				
	年次別内訳					
	令和8年度	1,808				
	令和9年度	1,808				
	令和10年度	1,808				
令和11年度	1,808					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年3.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年3.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年3.0%以内					

事 項	期 間	限 度 額				
68 被災事業者再建支援事業	令和8年度	千円 55,112				
69 被災事業者再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、被災中小企業者再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和8年度 ～令和11年度	46,196				
	年次別内訳					
	令和8年度	11,549				
	令和9年度	11,549				
	令和10年度	11,549				
	令和11年度	11,549				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年3.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	3年以内	年3.0%以内		
期 間	利子助成率					
3年以内	年3.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和8年度	千円 39,678	(補正前に同じ)	令和8年度	千円 47,218
2 首都圏広報業務	令和8年度	3,000	(補正前に同じ)	令和8年度	9,621
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和8年度 ～令和11年度	396,735	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和11年度	1,167,854
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	290,593 39,410 44,874 21,858		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	1,061,712 39,410 44,874 21,858
4 大気汚染監視業務	令和8年度	2,202	(補正前に同じ)	令和8年度	2,638
5 水俣病総合対策 事業等委託業務	令和8年度	44,600	(補正前に同じ)	令和8年度	123,533
6 指定野菜価格安定 対策資金支払保証	令和7年度 ～令和8年度	727,882	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	750,505
7 積算基礎資材単価 調査業務	令和8年度	35,000	(補正前に同じ)	令和8年度	57,426
8 庁用自動車賃借	令和8年度	11,560	(補正前に同じ)	令和8年度	12,880
9 警察関係業務	令和8年度 ～令和9年度	931,794	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	1,189,001
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	851,253 80,541		年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,108,460 80,541
10 県民総合運動公園 管理運営業務	令和8年度 ～令和12年度	2,600,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和12年度	2,635,570
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	520,000 520,000 520,000 520,000 520,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	555,570 520,000 520,000 520,000 520,000
11 県営農地等災害 復旧事業	令和8年度 ～令和9年度	8,880,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	8,902,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	5,920,000 2,960,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度	5,942,000 2,960,000

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
12 県有施設等管理 業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 5,049,282	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和12年度	千円 5,811,219
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	3,609,379 690,670 700,696 24,516 24,021		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	4,358,800 702,664 700,871 24,691 24,193
13 給食業務	令和8年度 ～令和10年度	1,704,142	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和10年度	1,849,647
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度	579,932 571,486 552,724		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度	725,437 571,486 552,724
14 情報処理関連業務	令和8年度 ～令和14年度	4,795,963	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和14年度	6,114,012
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	1,496,870 1,103,435 682,914 679,083 565,836 178,550 89,275		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	2,810,877 1,104,459 683,920 680,089 566,842 178,550 89,275
15 事務機器等賃借	令和8年度 ～令和17年度	5,242,901	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和17年度	5,508,667
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	972,120 890,287 889,741 888,103 841,020 500,908 251,023 3,233 3,233 3,233		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	1,227,658 892,970 892,324 890,584 843,501 500,908 251,023 3,233 3,233 3,233

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 74,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
災害救助事業費	27,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
鉄道施設 現年発生国庫費 補助事業費	156,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
商工業施設 過年発生国庫費 補助事業費	613,000			
地下水観測施設 整備事業費	14,000			
くまもとオンライン 教育支援センター費 整備事業費	1,000			
調 整 債	2,609,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	3,494,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
障がい者福祉施設整備事業費	131,000	(借入先) 財務省、地方公共団体	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内	322,000			
職業能力開発校整備事業費	349,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で)	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	343,000			
土地改良国庫補助事業費	4,965,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	4,131,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	507,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	486,000			
農地防災国庫補助事業費	590,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	557,000			
湛水防除国庫補助事業費	1,058,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	1,067,000			
造林国庫補助事業費	355,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	267,000			
林道国庫補助事業費	697,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	524,000			
治山国庫補助事業費	4,632,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	4,126,000			
保安林整備国庫補助事業費	206,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	130,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	147,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	155,000			
漁港国庫補助事業費	606,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	599,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	64,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	25,000			(補正前に同じ)
観光施設整備事業費	199,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	170,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	12,895,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	13,196,000			
道路維持国庫補助事業費	3,688,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	3,325,000			
河川国庫補助事業費	4,272,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	3,885,000			
砂防国庫補助事業費	4,530,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	3,395,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	201,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	196,000			
港湾建設国庫補助事業費	916,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	935,000			
土地区画整理事業費	1,079,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	595,000			
街路国庫補助事業費	1,383,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	1,286,000			
都市公園整備事業費	633,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	566,000			
公営住宅建設事業費	556,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	369,000			
土地改良直轄事業負担金	1,314,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等	1,165,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地海岸直轄事業 負担金	千円 668,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 490,000			
道路直轄事業 負担金	9,718,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	10,960,000			
河川直轄事業 負担金	4,823,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	4,700,000			
砂防直轄事業 負担金	1,133,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,117,000			
港湾直轄事業 負担金	2,165,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	1,475,000			
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	150,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	125,000			
福祉施設 現年発生国庫 補助事業費	411,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	369,000			
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	377,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ	383,000			
治山災害 現年発生国庫 補助事業費	2,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。				
治山災害 過年発生国庫 補助事業費	220,000	を翌年度以降 に繰り下げて			77,000			
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	8,123,000	借り入れるこ とができる。			5,820,000			
教育施設 過年発生国庫 補助事業費	84,000	発行価格が 額面金額を下			73,000			(補正前に同じ)
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	7,997,000	回るときは、 その発行差額			8,224,000			
総合庁舎 整備事業費	70,000	をうめるため 必要な金額を			68,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	251,000	加算した額を 限度額とする			249,000			
防災施設 整備事業費	755,000	ことができる。			754,000			
消防学校 整備事業費	1,124,000				1,117,000			
児童福祉施設 整備事業費	9,000				6,000			
清水が丘学園 整備事業費	631,000				265,000			
技術短期大学 整備事業費	63,000				62,000			
農業公園 整備事業費	231,000				205,000			
農業施設 整備事業費	96,000				190,000			
農業大学 整備事業費	85,000				106,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農業試験機関整備事業費	297,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内	249,000			
単県農業農村整備事業費	103,000		(ただし、利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	102,000			
単県林道整備事業費	46,000		借り入れ	満期一括償還等	57,000			
水産施設整備事業費	170,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率の見直しを行	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	163,000			
単県漁港整備事業費	34,000		ついて、		3,000			
水産研究センター整備事業費	85,000		利率の見直しを行	財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	69,000			
伝統工芸館整備事業費	632,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて	直しを行った後に	は借換えをすることができ	332,000			
産業技術センター整備事業費	70,000		おいては、		53,000			
県有施設保全改修事業費	749,000		当該見直し後の利率)		664,000			
単県河川整備事業費	13,424,000				13,475,000			
単県砂防整備事業費	4,415,000				4,348,000			
警察施設整備事業費	1,642,000				1,528,000	(補正前に同じ)		
県立高等学校整備事業費	6,815,000				6,567,000			
県立大学整備事業費	342,000				212,000			
社会教育施設整備事業費	53,000				33,000			
県立美術館整備事業費	345,000				295,000			
県営体育施設整備事業費	756,000				468,000			
耕地現年発生単県災害復旧事業費	10,000				63,000			
耕地過年発生単県災害復旧事業費	418,000				310,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	225,000				202,000			
警察施設現年発生単県災害復旧事業費	6,000				5,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	66,000				41,000			
計	115,862,000				107,889,000			

令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	3	264	267
	1 一般会計 繰入金	3	264	267
2	諸収入	864,301	△ 82,314	781,987
	1 貸付金 元利収入	864,301	△ 82,314	781,987
	歳入合計	864,304	△ 82,050	782,254

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		7,586	△ 899	6,687
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	7,586	△ 899	6,687
2 公 債 費		833,300	△ 81,079	752,221
	1 公 債 費	833,300	△ 81,079	752,221
3 諸 支 出 金		23,418	△ 72	23,346
	1 繰 出 金	23,418	△ 72	23,346
歳 出 合 計		864,304	△ 82,050	782,254

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和8年度	千円 283	

令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,400,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,300,000	△ 141,143	2,158,857
	1 証紙収入	2,300,000	△ 141,143	2,158,857
2 繰越金		200,000	41,143	241,143
	1 繰越金	200,000	41,143	241,143
歳 入 合 計		2,500,000	△ 100,000	2,400,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		2,500,000	△ 100,000	2,400,000
	1 繰出金	2,500,000	△ 100,000	2,400,000
歳 出 合 計		2,500,000	△ 100,000	2,400,000

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	173,640	241	173,881
	1 財産運用収入	292	59	351
	2 財産売払収入	173,348	182	173,530
2	繰入金	130,504	1,505	132,009
	1 基金繰入金	6,523	1,505	8,028
歳 入 合 計		374,950	1,746	376,696

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		374,950	241	375,191
	1 高等学校費	374,950	241	375,191
2 諸支出金			1,505	1,505
	1 繰出金		1,505	1,505
歳 出 合 計		374,950	1,746	376,696

第2表 債務負担行為			
設 定			
事	項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借		令和8年度	千円 412

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,472千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,327,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		895,523	△ 62,682	832,841
	1 使用料	895,523	△ 62,682	832,841
2 繰入金		1,193,911	△ 25,209	1,168,702
	1 一般会計 繰入金	1,193,911	△ 25,209	1,168,702
3 繰越金			77,666	77,666
	1 繰越金		77,666	77,666
4 諸収入		35,385	△ 20,247	15,138
	1 雑入	35,385	△ 20,247	15,138
5 県債		1,263,400	△ 30,000	1,233,400
	1 県債	1,263,400	△ 30,000	1,233,400
歳入合計		3,388,219	△ 60,472	3,327,747

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,688,934	△ 60,472	1,628,462
	1 港 湾 費	1,688,934	△ 60,472	1,628,462
歳 出 合 計		3,388,219	△ 60,472	3,327,747

第2表 債務負担行為補正 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和8年度	千円 13,784	(補正前に同じ)	令和8年度	千円 32,870

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円			
	1,263,400	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,233,400	(補 正 前 に 同 じ)		

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,636,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000
	1 県 債	2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000
歳 入 合 計		2,636,572	△ 1,000,000	1,636,572

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,635,572	△ 1,000,000	1,635,572
	1 港 湾 費	2,635,572	△ 1,000,000	1,635,572
歳 出 合 計		2,636,572	△ 1,000,000	1,636,572

第2表 繰越明許費補正 変更			
款	項	金額	
		補正前	補正後
1 土木費		千円 2,610,000	千円 1,610,000
	1 港湾費	2,610,000	1,610,000
合 計		2,610,000	1,610,000

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
八代臨海工業用地 造成事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円			
	2,000,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,000,000	(補 正 前 に 同 じ)		

令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,754,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	437,000	△ 432	436,568
	1 財産売払収入	437,000	△ 432	436,568
2	繰越金	328	△ 327	1
	1 繰越金	328	△ 327	1
3	県債	1,400,000	△ 82,000	1,318,000
	1 県債	1,400,000	△ 82,000	1,318,000
歳 入 合 計		1,837,328	△ 82,759	1,754,569

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,400,000	△ 82,000	1,318,000
	1 道 路 橋りょう費	1,400,000	△ 82,000	1,318,000
2 公 債 費		437,328	△ 759	436,569
	1 公 債 費	437,328	△ 759	436,569
歳 出 合 計		1,837,328	△ 82,759	1,754,569

第2表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
国直轄道路 用地先行取得 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め15年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	1,400,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,318,000		(補 正 前 に 同 じ)		

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

令和7年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185,955千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸 収 入		528,040	△ 185,955	342,085
	1 貸 付 金 元 利 収 入	528,040	△ 185,955	342,085
歳 入 合 計		548,224	△ 185,955	362,269

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		548,224	△ 185,955	362,269
	1 育 英 資 金	548,224	△ 185,955	362,269
歳 出 合 計		548,224	△ 185,955	362,269

第2表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和8年度	千円 1,749
2 情報処理関連業務	令和8年度	1,128

令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		2,053	△ 1,743	310
	1 一般会計 繰入金	2,053	△ 1,743	310
2 繰越金		219,534	△ 130,575	88,959
	1 繰越金	219,534	△ 130,575	88,959
3 諸収入		480,002	△ 19,956	460,046
	1 貸付金 元利収入	330,752	△ 19,956	310,796
歳入合計		701,589	△ 152,274	549,315

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農林 水産業費		701,416	△ 152,491	548,925
	1 林業改善 資金	701,416	△ 152,491	548,925
2 諸支出金		173	217	390
	1 繰出金	173	217	390
歳出合計		701,589	△ 152,274	549,315

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和8年度	千円 298,500

令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,155千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金			504	504
	1 一般会計繰入金		504	504
2 繰越金		107,087	△ 51,785	55,302
	1 繰越金	107,087	△ 51,785	55,302
3 諸収入		48,735	△ 23,386	25,349
	1 貸付金元利収入	48,735	△ 23,386	25,349
歳入合計		155,822	△ 74,667	81,155

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		155,822	△ 74,667	81,155
	1 沿岸漁業改善資金	155,822	△ 74,667	81,155
歳出合計		155,822	△ 74,667	81,155

令和7年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,155千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ855,439千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸 収 入		859,594	△ 4,155	855,439
	1 貸付金 元利収入	859,594	△ 4,155	855,439
歳 入 合 計		859,594	△ 4,155	855,439

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		59,500	△ 4,155	55,345
	1 繰出金	59,500	△ 4,155	55,345
歳 出 合 計		859,594	△ 4,155	855,439

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第4号）  
 令和7年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第4号）  
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,348,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		30,068	13,352	43,420
	1 財産売払収入		13,352	13,352
2 繰越金		703,729	△ 473,229	230,500
	1 繰越金	703,729	△ 473,229	230,500
3 県 債		2,614,000	461,000	3,075,000
	1 県 債	2,614,000	461,000	3,075,000
歳 入 合 計		3,347,797	1,123	3,348,920

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		3,316,817		3,316,817
	1 工 鉱 業 費	3,316,817		3,316,817
2 公 債 費		12,229	△ 12,229	
	1 公 債 費	12,229	△ 12,229	
3 諸 支 出 金		18,751	13,352	32,103
	1 繰 出 金	18,751	13,352	32,103
歳 出 合 計		3,347,797	1,123	3,348,920

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		1,565,058
	1 工 鉱 業 費	1,565,058
合 計		1,565,058

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	2,614,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			3,075,000				(補 正 前 に 同 じ)

令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和7年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,925,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		492,432	230,027	722,459
	1 財産運用収入	492,432	230,027	722,459
2 繰入金		63,147,929	△ 506,651	62,641,278
	1 一般会計繰入金	42,026,929	△ 506,651	41,520,278
歳 入 合 計		116,202,461	△ 276,624	115,925,837

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		116,202,461	△ 276,624	115,925,837
	1 公 債 費	116,202,461	△ 276,624	115,925,837
歳 出 合 計		116,202,461	△ 276,624	115,925,837

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和8年度	千円 194	

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,792,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187,784,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	50,648,911	445,178	51,094,089
	1 負担金	50,648,911	445,178	51,094,089
2	国庫支出金	53,757,223	△ 459,205	53,298,018
	1 国庫負担金	35,023,387	△ 641,234	34,382,153
	2 国庫補助金	18,733,836	182,029	18,915,865
3	財産収入	68,283	31,896	100,179
	1 財産運用収入	68,283	31,896	100,179
4	繰入金	11,909,051	△ 218,109	11,690,942
	1 一般会計繰入金	11,159,051	△ 218,109	10,940,942
5	繰越金		5,554,259	5,554,259
	1 繰越金		5,554,259	5,554,259
6	諸収入	66,608,660	△ 561,272	66,047,388
	1 雑収入	66,608,660	△ 561,272	66,047,388
	歳入合計	182,992,128	4,792,747	187,784,875

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		182,815,489	4,786,191	187,601,680
	1 社会福祉費	182,815,489	4,786,191	187,601,680
2 衛生費		176,639	△ 18,955	157,684
	1 公衆衛生費	176,639	△ 18,955	157,684
3 諸支出金			25,511	25,511
	1 繰 出 金		25,511	25,511
歳 出 合 計		182,992,128	4,792,747	187,784,875

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和8年度	千円 11

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第5号)

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 下水道事業収益	3,450,684千円	5,024千円	3,455,708千円
第2項 営業外収益	1,339,397千円	5,024千円	1,344,421千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	3,303,322千円	△2,095千円	3,301,227千円
第1項 営業費用	3,218,310千円	△752千円	3,217,558千円
第2項 営業外費用	85,012千円	△1,343千円	83,669千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「833,239千円」を「845,786千円」に、「177,729千円」を「166,300千円」に、「295,510千円」を「317,444千円」に改め、「845,786千円は」の次に「、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,042千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	5,939,403千円	△950,745千円	4,988,658千円
第1項 企業債	2,152,201千円	△195,000千円	1,957,201千円
第2項 他会計借入金	236,803千円	△680千円	236,123千円
第3項 補助金	2,235,588千円	△580,300千円	1,655,288千円
第4項 負担金	1,305,950千円	△174,765千円	1,131,185千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,772,642千円	△938,198千円	5,834,444千円
第1項 建設改良費	6,247,612千円	△946,996千円	5,300,616千円
第2項 企業債償還金	516,169千円	8,798千円	524,967千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	75,925千円	△1,554千円	74,371千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和8年度	千円 1,210

令和7年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	3,459,209千円	△6,553千円	3,452,656千円
第2項 営業外収益	30,801千円	△6,553千円	24,248千円
	支 出		
第1款 事業費	3,126,137千円	82,421千円	3,208,558千円
第1項 営業費用	2,663,455千円	82,421千円	2,745,876千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,033,472千円」を「2,018,472千円」に、「32,115千円」を「30,751千円」に、「1,501,357千円」を「1,487,721千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	2,299,026千円	△15,000千円	2,284,026千円
第1項 建設改良費	303,267千円	△15,000千円	288,267千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	494,890千円	54,634千円	549,524千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和8年度 ～令和10年度	千円 84,136
	年次別内訳	
	令和8年度	37,380
	令和9年度	22,426
	令和10年度	24,330
情報処理関連業務	令和8年度	1,544
事務機器等賃借	令和8年度	1,170

令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第5号)

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 事業収益	1,172,793千円	1,497千円	1,174,290千円
第2項 営業外収益	405,630千円	1,497千円	407,127千円
	支 出		
第1款 事業費	1,280,947千円	22,710千円	1,303,657千円
第1項 営業費用	1,232,973千円	32,899千円	1,265,872千円
第2項 営業外費用	37,974千円	△10,189千円	27,785千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「494,957千円」を「498,467千円」に、「331,829千円」を「332,358千円」に、「163,128千円」を「166,109千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	3,700,120千円	2,318千円	3,702,438千円
第2項 補助金	1,193,539千円	2,318千円	1,195,857千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,195,077千円	5,828千円	4,200,905千円
第1項 建設改良費	3,662,949千円	5,828千円	3,668,777千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	102,557千円	6,881千円	109,438千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和8年度 ～令和10年度	千円 15,736
	年次別内訳	
	令和8年度	11,602
	令和9年度	2,067
	令和10年度	2,067
工業用水道事業関係業務	令和8年度	4

令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	115,212千円	△167千円	115,045千円
第2項 営業外収益	3,916千円	△167千円	3,749千円
	支 出		
第1款 事業費	29,306千円	892千円	30,198千円
第1項 営業費用	28,249千円	892千円	29,141千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	9,641千円	892千円	10,533千円

令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,664,284千円	△81,085千円	1,583,199千円
第1項 医 業 収 益	700,063千円	△97,097千円	602,966千円
第2項 医 業 外 収 益	964,221千円	16,012千円	980,233千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,707,561千円	△119,311千円	1,588,250千円
第1項 医 業 費 用	1,691,595千円	△119,311千円	1,572,284千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額146,821千円」を「不足する額145,707千円」に、「減債積立金32,600千円」を「減債積立金30,922千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	414,962千円	△32,000千円	382,962千円
第1項 企 業 債	187,000千円	△32,000千円	155,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	562,347千円	△33,678千円	528,669千円
第1項 建 設 改 良 費	202,904千円	△33,678千円	169,226千円

(積立金の目的外使用)

第4条 予算第5条に定めた積立金の目的外使用額「32,600千円」を「30,922千円」に改める。

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「187,000千円」を「155,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,052,516千円	△59,802千円	992,714千円